

議第 3 3 号

呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例

呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成 2 4 年呉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 4 条 法第 1 2 条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) ～ (7) 略</p> <p>(8) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> | <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 4 条 法第 1 2 条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>），5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) ～ (7) 略</p> <p>(8) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> |
| <p>第 5 条 法第 1 9 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第 1 号，第 3 号及び第 4 号に規定する学校において，土木工学以外の工学，理学，農学，医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科</p>   | <p>第 5 条 法第 1 9 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第 1 号，第 3 号及び第 4 号に規定する学校において，土木工学以外の工学，理学，農学，医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科</p>  |

目を修めて卒業した後，同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上，同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号，第3号及び第4号に規定する学校において，工学，理学，農学，医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後，同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上，同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において，第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 略

目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した後），同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）については6年以上，同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号，第3号及び第4号に規定する学校において，工学，理学，農学，医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した後），同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）については7年以上，同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において，第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては，修了者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 略

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例第4条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

（提案理由）

水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。